

社会福祉施設等の防災・減災のために行う整備に対する 優遇融資のお知らせ

近年、大規模な震災をはじめ、津波、豪雨、豪雪、火山噴火など様々な自然災害が発生しています。福祉・医療を提供する施設は、地域の福祉医療基盤であると同時に、災害が発生した際には防災拠点としての役割を担うことから、防災や減災に備えた整備が求められています。

当機構では、社会福祉施設等の防災・減災のために行う整備に対して、優遇融資を実施しております。

《対象となる施設》

- I：高台移転整備事業、
地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転改築整備事業
- II：耐震化整備事業、スプリンクラー整備事業、ブロック塀等の改修整備事業、水害対策強化整備事業

※下記条件はいずれも国庫補助等対象事業に限ります。

融資条件	【優遇適用後の条件】	【通常条件】
利率	I：全期間無利子 II：基準利率▲0.5% [※] (据置期間中無利子)	基準利率▲0.5%～ 基準利率
融資率	95%	70～80%

※ 利率は、金銭消費貸借契約締結時の利率を適用します。
福祉貸付利率表（PDF）の「1社会福祉事業施設」の利率が適用されますが、貸付条件に応じて変動する場合があります。

▼利率表はこちら



- ご融資には担保・保証人（保証人不要制度あり）が必要となります。また、所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。
- その他詳しい条件やご融資のご相談については、下記連絡先までお問い合わせください。

1
し
連
絡
先

施設開設地が東日本（石川県、岐阜県、三重県より東の地域）の方

◎東京本部 福祉医療貸付部福祉審査課融資相談係
TEL (03) 3438-9298
FAX (03) 3438-0659

施設開設地が西日本（福井県、滋賀県、奈良県より西の地域）の方

◎大阪支店 福祉審査課融資相談係
TEL (06) 6252-0216
FAX (06) 6252-0240

医療施設等の防災・減災のために行う整備に対する 優遇融資のお知らせ

近年、大規模な震災をはじめ、津波、豪雨、豪雪、火山噴火など様々な自然災害が発生しています。福祉・医療を提供する施設は、地域の福祉医療基盤であると同時に、災害が発生した際には防災拠点としての役割を担うことから、防災や減災に備えた整備が求められています。

当機構では、医療施設等の防災・減災のために行う整備に対して、優遇融資を実施しております。

《対象となる施設》

- I：高台移転整備事業
- II：耐震化整備事業、スプリンクラー整備事業、ブロック塀等の改修整備事業、水害対策強化整備事業

※下記条件はいずれも国庫補助等対象事業に限ります。

融資条件	【優遇適用後の条件】	【通常条件】
利率	I：全期間無利子 II：基準利率▲0.5% [※] (据置期間中無利子)	基準利率▲0.5%～ 基準利率
融資率	95%	70～80%

※ 利率は、金銭消費貸借契約締結時の利率を適用します。
医療貸付利率表(PDF)の「1病院 新築資金・甲種増改築資金」、
「2診療所 新築資金・甲種増改築資金」の利率が適用されますが、
貸付条件に応じて変動する場合があります。

▼利率表はこちら



- ご融資には担保・保証人(保証人不要制度あり)が必要となります。
また、所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。
- その他詳しい条件やご融資のご相談については、下記連絡先までお問い合わせください。

1
連絡先

施設開設地が東日本(石川県、岐阜県、三重県より東の地域)の方

◎東京本部 福祉医療貸付部医療審査課融資相談係
TEL (03) 3438-9937
FAX (03) 3438-0583

施設開設地が西日本(福井県、滋賀県、奈良県より西の地域)の方

◎大阪支店 医療審査課融資相談係
TEL (06) 6252-0219
FAX (06) 6252-0240